

○財務省告示第百六十二号

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）附則第七条の規定に基づき、国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業を定める。

令和二年七月八日

財務大臣 麻生 太郎

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）附則第七条に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生後の国際金融秩序の混乱に伴いその国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業として財務大臣が定める事業は、我が国の法人等又は出資外国法人等が開発途上地域以外の地域において実施する事業とする。

附 則

この告示は、令和三年六月三十日限り、その効力を失う。